

令和5年11月1日

熊本アルブミン研究会 会則

第1条（名称）

本会は、「熊本アルブミン研究会」（英語名：Kumamoto Research Society on Albumin）と称する。

第2条（事務局）

本会は、事務局を崇城大学薬学部に置く。
〒860-0082 熊本市西区池田4-22-1

第3条（目的）

本会は、アルブミンに関する基礎から臨床的応用研究についての知識・技術の交換、会員相互および関連学会等との連携により、アルブミンサイエンスの発展と普及に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

上記目的を達成するため、以下の事業を行う。

1. 研究討論会（年1回）、講演会などの開催
2. アルブミン研究の最新情報の交換
3. アルブミン研究に関する協力体制の構築
4. その他、この研究会の目的達成に必要な事業

第5条（会員）

1. 一般会員
2. 学生会員
3. 賛助会員

第6条（入会）

会員になろうとする個人または団体は、所定の入会申込書を事務局に提出すること。

第7条（会費）

会員は別に定める会費を納入しなければならない。

第8条（世話人会）

1. 世話人代表（1名）と世話人（10名程度）を選任する。
2. 年度事業計画の審議・立案
3. 年度事業内容の承認

第9条（会計）

本会の会計は、会費、寄付金、およびその他の収入をもって処理する

第10条（会則の改定）

本会則は、世話人会の議を経て変更することができる。